

評価書（個票）

事務・事業名	労働災害防止業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習	担当課 (担当課長)	労働基準局 安全衛生部安全課 (野澤 英児)	
根拠法令等	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第99条の2第1項、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第68条乃至第81条	類型	講習研修	
		指定等の形態	指定	
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 都道府県労働局長は、労働災害が発生した場合において、その再発を防止するために必要があると認めるときは、当該労働災害に係る事業者に対して、当該労働災害が発生した事業場の統括安全衛生責任者等労働災害防止業務従事者に都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができることとされた。</p> <p>○事務・事業の内容 労働災害の再発を防止するため、労働災害が発生した事業場の労働災害防止業務従事者に対して、事業場の安全衛生に関する管理に係る問題点及びその対策、事業場の安全衛生に関する管理の方法、安全衛生関係法令、労働災害の事例及びその防止対策を習得させる。</p>			
事務・事業の目的	労働災害が発生した事業場の労働災害防止業務従事者に対して、講習を行うことにより、労働災害の再発を防止する。			
	関連する政策目標	なし		
	関連する業績指標	なし		
	指標の目標値等	なし		
法人の指定等の状況	別紙のとおり。			
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし			
料金等・積算根拠	別紙のとおり。			
事務・事業の実績	<p>○実績（平成26年度） 93名</p> <p>○事業収入（平成27年度） 事業収入については報告を求めていることになっていないため把握していない。</p>			
国からの補助金等	○補助金・委託費等（平成27年度）： なし			

<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（H21.3.30 厚生労働省令第55号）により、指定基準の基本的事項、主務大臣に対する報告に係る規定等を定めた。（平成21年3月）</p>
<p>事務・事業の必要性等・有効性</p>	<p>労働災害が発生した事業場の労働災害防止業務従事者に対して、同種災害の再発防止上必要な講習を行う必要性・有効性に変わりはない。</p>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<p>○指定等を行う妥当性      当該講習については、講習実施機関による講習の内容・質・水準を齊一かつ適正に保持する必要があることから、指定制度により一定の水準を担保できる法人を指定している。また、国が直接講習を実施する場合、その対応に新たな体制を整備する必要があり、行政の肥大化を招くことから、指定制度を維持すべきである。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p>●指定等の基準の妥当性      民間企業であっても指定基準を満たせば、新たに都道府県労働局長の指定を受けることが可能となっており、参入障壁とはなっていない。また、労働災害が発生した事業場の労働災害防止業務従事者に対し、都道府県労働局長の指示に基づき、必要な講習を受講させるものであり、同種災害の再発防止上必要な内容を実践に実施する必要があるため、その実施機関については都道府県労働局長による指定が必要である。</p> <p>また、上記対象者に対しては、速やかに講習の受講を指示する必要があるため、登録制度とした場合、講習実施機関が確保できないおそれがあり、事業自体の実施が困難となる。</p> <p>●実施主体としての指定等法人の適格性      現在指定している法人は、国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）の対象法人ではなく、また、指定基準を満たし、適正かつ確実に事業を実施している法人である。</p>
<p>評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>労働災害が発生した事業場の労働災害防止業務従事者に対する再発防止のための講習は、引き続き必要である。</p> <p>また、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（H21.3.30 厚生労働省令第55号）により、指定基準の基本的事項、主務大臣に対する報告に係る規定等を定めるとともに、現在、指定されている法人は、国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）の対象法人ではないことから、特段の問題は認められない。</p> <p>今後も指定機関による事業については、法令に基づく報告等により適正かつ確実な実施を確保する。</p>
<p>備考</p>	

労働災害防止業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習  
 -労働安全衛生法第99条の2第1項)

合計11法人  
 ・その他10法人  
 ・公益法人1法人

法人名	指定・登録等の時期	連絡先(TEL)	料金
<b>その他(10法人)</b>			
建設業労働災害防止協会北海道支部	平成21年12月15日	011-261-6187	受講料12,960円 テキスト代4,600円
建設業労働災害防止協会岩手県支部	平成6年10月11日	019-623-4411	12,500円(テキスト代含まず) 指定後講習実績無し
建設業労働災害防止協会岐阜県支部	平成6年1月26日	058-276-3743	車両系建設機械 受講料8,500円
建設業労働災害防止協会静岡県支部	平成5年12月3日	054-255-1080	12500円(平成20年以降実績なし)
建設業労働災害防止協会愛知県支部	平成5年8月24日	052-242-4441	受講料 ¥8,400(消費税込、テキスト代別)
建設業労働災害防止協会山口県支部	平成5年11月	083-924-3743	未定
建設業労働災害防止協会徳島県支部	平成5年12月27日	088-622-3113	受講料12,500円
建設業労働災害防止協会愛媛支部	平成6年3月28日	089-943-5330	受講料12,500円 テキスト代:2,000円
建設業労働災害防止協会高知県支部	平成5年12月20日	088-822-0321	現在実施していない
建設業労働災害防止協会福岡県支部	平成6年5月2日	092-483-5101	実績ないため不明
<b>公益法人(1法人)</b>			
一般社団法人大分県労働基準協会	平成21年10月1日	097-532-5763	受講料17000円テキスト3090円